

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>第1章 地位協定特例法関係</p> <p>(公用機の入出港手続等)</p> <p>5 - 3 法第5条の規定に基づく公用機の入出港手続等については、次による。</p> <p>(1) (省略) (削る)</p> <p><u>(2) (省略)</u></p>	<p>第1章 地位協定特例法関係</p> <p>(公用機の入出港手続等)</p> <p>5 - 3 法第5条の規定に基づく公用機の入出港手続等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(2) 上記(1)の入出港申告書には、「合衆国軍隊の船舶又は航空機証明書」(F - 1000)を添付させる。</u></p> <p><u>(3) (同左)</u></p>
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(帳簿の意義)</p> <p>6 - 2 法第6条第1項((免税コンテナー等についての記帳義務))の規定により免税コンテナー等の管理者が備え付けるべき帳簿については、次による。</p> <p>(1) 帳簿は、令第8条第1項((記載すべき事項))各号に掲げる事項が記載されているものであれば足り、必ずしも税関用の特別の帳簿を備え付けさせる必要はない。したがって、管理者の使用する営業上の帳簿に、同項各号に掲げる必要な事項を追記したものであっても差し支えない。</p> <p>(2) <u>帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)によるほか、当該帳簿に記載される記号及び符号等について必要に応じて解説を付けさせるものとする。</u></p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(帳簿の意義)</p> <p>6 - 2 法第6条第1項((免税コンテナー等についての記帳義務))の規定により免税コンテナー等の管理者が備え付けるべき帳簿については、次による。</p> <p>(1) 帳簿は、令第8条第1項((記載すべき事項))各号に掲げる事項が記載されているものであれば足り、必ずしも税関用の特別の帳簿を備え付けさせる必要はない。したがって、<u>電子計算機による記録(アウトプット・リスト)</u>その他管理者の使用する営業上の帳簿に、同項各号に掲げる必要な事項を追記したものであっても差し支えない。</p> <p><u>(2) 帳簿として使用する電子計算機によるアウトプット・リストは、容易に税關職員が判読できるものに限るものとし、アウトプット・リストに記載された記号及び符号等については、必要に応じて解説を付させるものとする。</u></p>